

令和元年度 第2回高根地域委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年11月13日(水曜日)
午後7時00分開会～午後8時10分閉会
- 2 開催場所 高根総合支所 2階 大会議室
- 3 出席委員 古屋 昭彦・浅川 敬子・清水 より子・保坂 行美・浅川 二女子・原藤 進・
手塚 順子・竹川 博志・小宮山 ひろみ・原 誠・野田 聖佳
- 4 欠席委員 古屋 昭仁・小島 久・中澤 勇次・浅川 あけ美・中嶋 一
- 5 事務局員 高根総合支所長 土屋 智
地域市民課市民担当 中込 崇
地域振興課長 白倉 充久
- 6 議 題 (1) 高根地域委員会小委員会の設置について
(2) 令和2年度 高根地域委員会予算使途事業について
(3) 第12回北杜ふるさと祭りについて
(4) その他について
- 7 公開・非公開の別 公開・非公開 (理由：非公開の場合は理由を記入)
- 8 傍聴人数 0人

- 1, 開 会 (事務局)
- 2, 高根地域委員会会長あいさつ
- 3, 高根総合支所長あいさつ
- 4, 議 事

議 長：議事の前に、議事録署名人に浅川二女子委員と原藤進委員を選任する。

議 長：それでは、第1号議案『高根地域委員会小委員会の設置について』事務局より説明を求める。

事務局：高根地域委員会小委員会設置の提案について説明（資料により説明）。

なお、各委員の選出についてどのようにしたらよいか、この場にてお諮りしたい。

議 長：事務局より説明がされたが、この件についてご意見、ご質問等はあるか。

委 員：(委員一同) なし

議 長：意見等はないようだが、委員の選出について事務局より何かあるか。

事務局：委員の方々より特に無い様であれば、事務局より案を出させていただいてもよいか。

議 長：事務局より案を出させていただいても構わないか。

委 員：一点伺いたい。小委員会については小委員の会員が事務局も兼ねるのか。

事務局：小委員会についても、こちらで事務局を担当させていただく。

委 員：小委員会で事業を検討して、会長に報告するという流れは非常によいことである。

会長の負担軽減にも繋がり、公平公正な審議が出来る。

事務局：事務局案はお手元に配布したとおりである。各委員会の代表及び委員については、このとおりとしてよろしいか。

議 長：事務局の案どおりでよろしいか。

委 員：委員の任期は何時までか。

事務局：令和3年の3月31日までとさせていただきたい。

委 員：区長の当て職となっているため、地域委員の任期が令和2年の3月31日までであるが、その場合はどうすればよいか。

事務局：後任の方に別途こちらから依頼させていただく。

委 員：私が代表者となっているが、そろそろ若い世代に後進を譲った方がよいのではないか。

事務局：前回の会長ということで、貴重なご意見を伺うためにも代表をお願いしたい。

委 員：勉強でやってみたいと希望する方が他にいれば、フォローはするのでどうか。

この場で希望者がいないようであれば、議事の進行上引き受けさせていただく。

議 長：希望者がいないようなので、各小委員会の代表については、原委員と小宮山委員をお願いしたい。事務局の提案どおりということでよろしいか。

委 員：(委員一同) 異議なし。

議 長：承認されたので、第1号議案については以上とする。

続いて、第2号議案『令和2年度高根地域委員会予算使途事業』について、事務局より説明を求める。

事務局：令和2年度高根地域委員会予算使途事業の提案について説明（資料により説明）。

議 長：事務局の説明が終わったが、何かご質問等はあるか。

委 員：令和2年度の要望書については全て提出がされているのか。気になっているのだが、「地域伝承文化の継承保存支援事業」の神楽団等の該当団体全てに要望書の提出案内がされているのか伺いたい。

事務局：事業主体の代表者宛に書類を送らせていただいている。因みに、来年度は継続ということで既に要望書の提出が団体よりされている。

議長：その他になにかあるか。

委員：給食配食サービスだが、住む町によってサービス内容が異なっており、少ない町だと年に2回のところもある。そういった状況下で、高根町については年に4回実施をさせていただき、感謝している。因みに、資料の事業概要「ボランティアや福祉関係団体の協力を得ながら」とあるが、実際には民生委員が配食を行っている。民生委員という表記をしてはまずいのか。

事務局：社会福祉協議会に確認させていただき、内容がそのとおりであるなら訂正させていただく。

議長：その他に何かご質問等はあるか。無ければ、11月下旬に小委員会での審議があるので、改めてご協力をお願いしたい。

議長：続いて、第3号議案『第12回北杜ふるさと祭りについて』、事務局より説明を求める。

事務局：資料により説明。なお、設置要綱の改正が諮られ、事業年度の開始時期を早めることが可能となったため、年明けから構想委員会等を立ち上げる予定であること、また次回の業者については既に決定していることを併せて説明。

議長：何かご質問等はあるか。今回は高根町がお祭りの当番となり、予定も早まるので、引き続き皆様のご協力をお願いしたい。

議長：最後の議案『その他について』だが、委員の皆さま方より、何かご提案等はあるか。

委員：(委員一同) なし

議長：委員からは特に無いようだが、事務局より何かあるか。

事務局：一点説明をさせていただきたい。「北杜市補助金等の適正化ガイドライン」が制定され、予算使途提案事業についても評価の対象となるため、地域委員の皆様にも概要等をお伝えさせていただく。～資料により説明～

本ガイドラインは、補助金がきちんと趣旨や制度に沿って交付されているか、検証するために制定されたものであるとご理解いただきたい。

議長：事務局より説明があったが、何かご質問等はあるか。

委員：適正に使用されているかといった評価の内容は、本年度の各団体の会計報告等に出されるのか。

事務局：各団体には、まだ本ガイドラインが周知されていない。令和元年度は周知の期間であるため、今後各団体に周知し、来年度以降で内容を反映させていくことになる。来年度は改善を指導する。いきなり、本年の決算で廃止等を告げることはない。

委員：高根では小委員会でこのガイドラインに似たようなことを既に実施している。他の町においても委員会を置くなりして、統一的に活動しているのか。

事務局：少なくとも、長坂町にはない。高根町が先進的に設置をして実施している。広報委員的なものを置いている町はあるかもしれないが、小委員会があるという話しは聞いていない。

委員：では、他の町はこれからということか。高根は皆様の意見で小委員会を立ち上げた経緯があるが、一番先進的に活動をしていたということは非常に嬉しいことである。このような規定を制定しようとするに市が気づいてくれたことは評価できる。

事務局：元々が地方自治法232条に定められているので、ガイドラインがなくとも本来の使い道は決まっているのだが、具体的にどうすればよいかといった指標のために作られたものである。

委員：今まで小委員会で指摘したことが、その後どうなったかを評価シートが公表されることで、

確認が出来るようになることは大変良いことだと思う。

委員：逆に言えば、制定するのが遅いくらいである。

議長：他にはなにかあるか。

委員：健幸北杜の事業として、健康に関する事業を入れてもよいのではないか。

事務局：本年度は新規事業の要望は出ていない。日数はあまりないが、そういった事業の提案があるのであれば、今からでも皆様からご提案をいただきたい。

議長：今回は日数がほとんどないので、来年度の提案事業とした方がよい。

委員：承知した。次年度の提案としたい。

議長：この件については以上でよろしいか。それでは、全ての案件が終了したので、進行を事務局にお返しする。

5, 閉 会

令和元年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印